

令和6年度 集団指導資料

計画相談支援事業所
障害児相談支援事業所



©大田区
はねびよん

大田区福祉部福祉管理課
法人指導担当

本日の内容

1. 指導について
2. 実地指導における主な指摘事項について
3. 令和6年度より義務化された事項について

1. 指導について

指導について

(1) 指導の目的

サービスの質の確保と保険給付の適正化

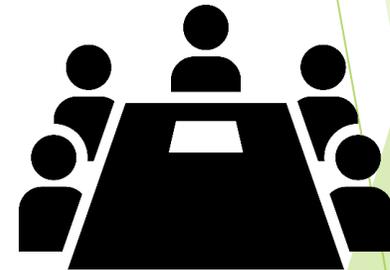
(2) 指導方法

- ① 集団指導 集合形式または動画配信形式により、講習等の方法により行う。
- ② 実地指導 事業所で関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

実地指導の流れ（例）

実地指導のスケジュール

約 1 か月前	区から事業所へ実地指導の実施通知を送付
約 2 週間前	事前提出書類の提出
当日	対象事業所において実地指導
約 1 か月以内	区から事業所へ実地指導の結果通知を送付
結果通知発出後 1 か月以内	文書での改善が必要と認められた場合は改善状況報告書を提出

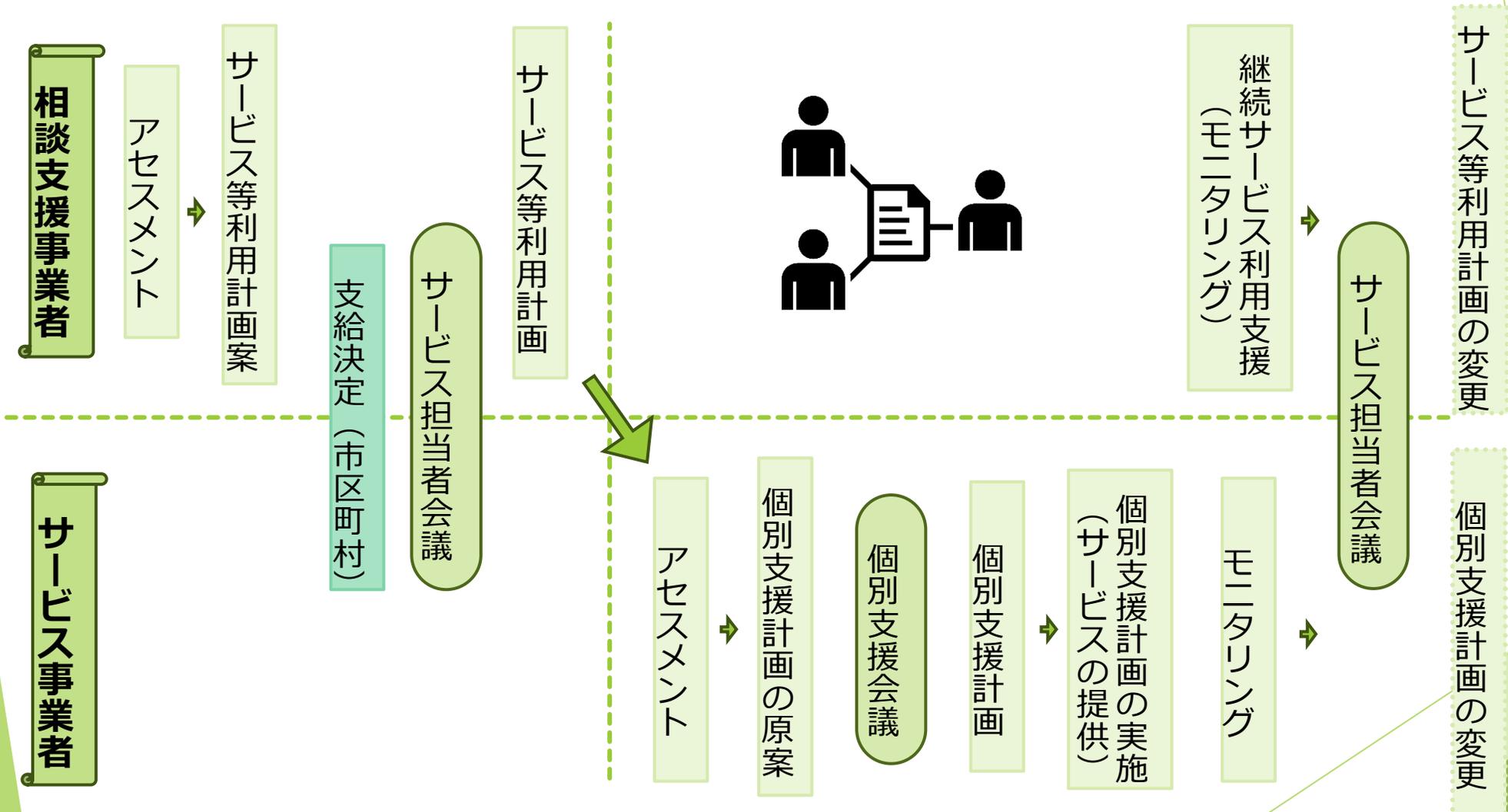


2. 実地指導における主な指摘事項について

近年多い主な指摘事項

- (1) アセスメントに関すること
- (2) ハラスメント対策に関すること
- (3) 法定代理受領に関すること
- (4) 秘密保持に関すること

支援プロセスの流れ



➤ アセスメントに関すること①

【事例】

- ・ アセスメントが適切に行われていない。
- ・ アセスメントの記録を残していない。



【根拠法令】

計画相談支援：厚労省令第28号第15条第2項第5号、障発0330第22号第二の2（11）⑦

障害児相談支援：厚労省令第29号第15条第2項第5号、障発0330第23号第二の2（11）⑧

➤ アセスメントに関すること②

【アセスメントに関する確認ポイント】

- ・ 誰がいつアセスメントを行ったか明確になっているか
- ・ 相談支援専門員の個人的な考え方や手法によってアセスメントが行われていないか
- ・ 日頃の生活環境等を確認するため、利用者の居宅や障害者支援施設等へ訪問し、本人やその家族に対して面接しているか。

【（参考）大田区で作成したアセスメントシートの様式例】

大田区HP> 生活情報> 福祉> 障がい者の支援（難病の方への支援を含む）
> 事業者の皆様へ> 計画相談支援・障害児相談支援に係る様式例について
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/keikakusoudann_youshikirei.html



➤ ハラスメント対策に関すること①

【事例】

- ・ ハラスメントの方針等が明確になっていない
- ・ 苦情等の相談窓口をあらかじめ定めていない



【根拠法令】

計画相談支援：厚労省令第28号第20条第4項、障発0330第22号第二の2（17）④

障害児相談支援：厚労省令第29号第20条第4項、障発0330第23号第二の2（17）④

➤ ハラスメント対策に関すること②

【ハラスメント対策に関するポイント】

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発しているか
- ・ 相談に対応する担当者をあらかじめ定める等して、相談への対応のための窓口を定めて、従業員に周知しているか

【（参考）指定特定・障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容例】

「事業主等が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」平成18年厚生労働省告示第615号

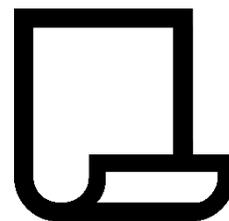
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>

「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」令和2年厚生労働省告示第5号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605661.pdf>



➤ 法定代理受領に関すること



【事例】

- ・利用者又は保護者等に対し、計画相談支援給付費の額を通知していない
- ・法定代理受領通知書に記載された支給日の日付に誤りがある

【根拠法令】

計画相談支援：厚労省令第28号第14条第1項、障発0330第22号第二の2（10）①

障害児相談支援：厚労省令第29号第14条第1項、障発0330第23号第二の2（10）①

【法定代理受領通知に関するポイント】

- ・法定代理受領通知書に記載されている日付や金額に誤りがないか

➤ 秘密保持に関すること

【事例】

- ・利用者またはその家族等の個人情報の使用同意を得ていない
- ・障害児またはその家族等の個人情報の使用同意を得ていない

【根拠法令】

計画相談支援：厚労省令第28号第24条第3項、障発0330第22号第二の2（22）③

障害児相談支援：厚労省令第29号第24条第3項、障発0330第23号第二の2（22）③

【利用者又はその家族の個人情報の使用同意に関するポイント】

- ・同意した日付に誤りはないか
- ・必要に応じて本人だけでなく家族からの同意も得ているか
(家族代表欄を設けて包括的に同意を得ることも可)



3. 令和6年度より義務化された主な事項について

令和6年度報酬改定により義務化された事項

- (1) 業務継続計画の策定等に関すること
- (2) 感染症の予防及びまん延防止に関すること

➤ 業務継続計画の策定等に関すること

【義務化された事項】

- ・感染症及び非常災害発生時に係る業務継続計画の策定
- ・業務継続計画に係る研修・訓練の実施（各年1回以上）
- ・業務継続計画の定期的な見直し

【根拠法令】

計画相談支援：厚労省令第28号第20条の2、障発0330第22号第二の2（18）

障害児相談支援：厚労省令第29号第20条の2、障発0330第23号第二の2（18）

【参考】

厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html



➤ 感染症の予防及びまん延防止に関すること

【義務化になった事項】

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期開催（おおむね6月に1回以上）、委員会での検討結果を従業者に周知徹底
- ・ 指針の整備
- ・ 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施（各年1回以上）

【根拠法令】

計画相談支援：厚労省令第28号第20条の2、障発0330第22号第二の2（18）

障害児相談支援：厚労省令第29号第20条の2、障発0330第23号第二の2（18）

【参考】

厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html



根拠法令・各種ホームページ

根拠法令等

- ・ 厚労省令第28号：平成24年3月13日 厚生労働省令第28号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

- ・ 障発0330第22号：平成24年3月30日 障発0330第22号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

- ・ 厚労省令第29号：平成24年3月13日 厚生労働省令第29号

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

- ・ 障発0330第23号：平成24年3月30日 障発0330第23号

「児童福祉法に基づく指定障害児草案支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

各種ホームページ

①厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

①



②大田区「相談支援事業者（指定特定・障害児）指定手續のご案内等」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/soudansienjigyo-usyasitei.html>

②



③大田区「指導監査（検査）結果報告書」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/sidoukennsakekkahou-kokusyo.html>

③



④大田区「障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyousya_kensa.html

④



確認報告書兼アンケートの提出について

【eラーニングで視聴した場合】

「確認報告書兼アンケート」フォームに必要事項を記入し、送信、提出してください。

【YouTubeで視聴した場合】

（1）確認報告書兼アンケートの様式のダウンロード方法

大田区HP> MENU/総合案内> 生活情報> 福祉> 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査)> 集団指導(障害)> 確認報告書

（2）確認報告書兼アンケートの提出方法

必要事項を記入し、電子メールで提出してください。（難しい場合に限りFAXで提出可）

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当

E-mail hojin-shido@city.ota.tokyo.jp

電話 03-5744-1215 FAX 03-5744-1520